

## 瑞浪市民図書館の設置及び管理に関する条例施行規則

(図書閲覧)

第5条 閲覧者は、この規則及び閲覧心得を守らなければならない。

2 前項の閲覧心得は、館長が定める。

### 利用者の閲覧心得

図書館を利用される皆さんへ

次のマナーを守って安心安全な図書館にしましょう

- ① 閲覧した図書館資料は元の位置に戻すこと。
- ② 図書館資料は取り扱いを丁重にし、汚損及び紛失を避けること。
- ③ 所定の場所以外に図書館資料を持ち出さないこと。
- ④ 館内では、他人に迷惑をかけるような行為はしないこと。
- ⑤ 館内で喫煙及び火気の使用はしないこと。
- ⑥ 館内では飲食しないこと。ただし、蓋が閉まる容器に入った飲み物は認める。
- ⑦ 携帯電話はマナーモードにし、通話は館外ですること。
- ⑧ 館長の許可なく、館内の電源を使用しないこと。
- ⑨ その他館長の指示する事項に従うこと。